

報告第 9 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成26年3月11日	199,140円	茨城県つくば市花園在住者	平成 25 年 12 月 30 日、足立区中央本町四丁目18番2号に所在するマンションの敷地内のごみ集積所において、ごみ収集作業中の職員が手に持っていたごみ袋が誤って駐車中の車に接触し破損させ、損害を与えた。
平成26年3月14日	536,652円	足立区西伊興在住者	平成 26 年 2 月 9 日、弘道第一小学校の体育館の屋根に積もった雪が、小学校の敷地に隣接する駐車場に

			駐車していた相手方の自動車に落下し、自動車の屋根、後部ドア等を破損する損害を与えた。
平成26年3月14日	391,440円	足立区弘道在住者	平成26年2月9日、弘道第一小学校の体育館の屋根に積もった雪が、小学校の敷地に隣接する駐車場に駐車していた相手方の自動車に落下し、自動車の屋根、後部ドア等を破損する損害を与えた。
平成26年3月31日	105,837円	足立区西保木間在住者	平成25年8月6日、学童保育室における自由遊びの時間中、他の児童が相手方児童を向かい合わせの状態で抱きかかえ振り返ったところ、コンテナにつまずき転倒し、相手方児童が左後頭部骨折の傷害を負った。

平成26年3月31日	1,005,930円	足立区六月在住者	平成14年12月11日、相手方児童が児童館広場で跳び箱を飛んでいたところ、他の児童が投げたボールが当たり、バランスを崩して着地した際、右足関節両果骨折の傷害を負った。
------------	------------	----------	---